

消費生活コーナー

「冠婚葬祭互助金について」

冠婚葬祭互助会に毎月3,000円の積み立てをしていた。満期になり積立金を解約しようとしたら、「解約手数料を引いて返金する」と言われた。契約書は字が小さくて読んでいない。知人に誘われて契約したが、解約手数料の説明は受けていない。全額返して欲しい。との相談があった。

一言メモ

- 冠婚葬祭互助金とは、一定金額を一定期間積み立て、貯まった金額を葬儀や結婚式のサービス費用の一部に当て、負担金を軽減する為の仕組みです。
- 預金とは違い利息は付きません。
- サービスを利用しないで解約する場合は「解約手数料」が発生します。その為積立金より少ない額が戻ります。
- 契約する際は結婚式や葬儀のサービスを利用するかどうかを考え契約内容を正しく理解しましょう。

詳しく知りたい、不安に思われる方は相談員に相談してください。

- **松島町消費生活相談窓口**
相談日時 毎週火曜日・金曜日午前9時～午後4時30分
相談窓口 産業観光課産業振興班 消費生活相談窓口
専用電話 ☎354-5707
- **宮城県消費生活センター**
相談日時 平日 午前9時～午後5時
土日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始休み)
専用電話 ☎261-5161
- **消費者ホットライン** ☎188 (「いやや」と覚えてください)
- **法テラス** ☎0570-078374
- **警察相談専用電話** [#9110]

シルバー事業のご報告

松島町シルバー人材センターは、おかげさまで、創立23年目を迎えました。

平成29年度は、会員数129人(男性98人、女性31人)で事業を行い、皆様のご支援、ご指導、ご協力のおかげで、大きな事故を起こすこともなく、受注件数402件(内新顧客41件)、受注金額3,949万円(公共1,874万円、民間2,075万円)の実績を上げることができました。大変ありがとうございました。

平成30年度も、会員、役職員一同、無事故、無災害就業をめざし、頑張りますので、ご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。

高齢者のみなさん！これまでに培った知恵・技・知識を活かしながら、健康維持と仲間と語り合いながら働いてみませんか。きっと新しい松島が発見できますよ！

町内の皆さん！是非一度、シルバーパワーをご利用ください。お客様の半数の皆様から、年に2回、3回と繰り返しご利用いただいております。丁寧、安い、会話が楽しいなどのご評価をいただいております。

◎いつでも入会説明会を行っておりますのでお気軽にご連絡ください。



公益社団法人 松島町シルバー人材センター

〒981-0215 松島町高城字浜1番地の3
☎353-4505・FAX 353-4506
E-mail:matsushima@sjc.ne.jp
URL: http://www.sjc.ne.jp/matsushima/

(愛称 生き生きセンター)



チエップロー

『デング熱・ジカ熱』にご注意ください

近年、蚊によって媒介するデング熱・ジカ熱などのウイルスによる感染症が多く発生しております。蚊が多く発生する夏場は特に蚊に刺されないように注意する必要があります。

- **蚊媒感染症**
デングウイルス感染症(デング熱)・ジカウイルス感染症(ジカ熱)などで、日本ではヒトスジシマカが媒介し感染します。
- **感染経路**
ウイルスに感染した患者を蚊が吸血すると蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することで、ウイルスが感染します。(蚊媒介性)人から人には直接感染はしません。
- **潜伏期間**
2日～14日(多くは3日～7日)
- **症状**
発熱・頭痛・筋肉痛・骨関節痛・発疹など1週間ほど続きます。
※まれに重症化し死に至ることがありますので、早急に医療機関を受診してください
- **予防・対策**
予防注射はありませんので、蚊が多くいる場所に出かける際には刺されない対策が必要です。
・肌を露出しない長袖、長ズボンの着用
・サンダルを素足で履かない
・白などの薄い色の服装(蚊は濃い色に集まります)
・露出する部分には虫除けスプレーを噴霧する
・蚊取り線香などで蚊を近づけない
- **問合せ先** 総務課環境防災班
☎354-5782

「熱中症」を予防しよう

「熱中症」とは

室温や気温が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウム)などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常など、様々な障害をおこす症状のことです。
※家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、体から熱が逃げにくく熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。



「熱中症」予防のポイント

- ・部屋の温度をこまめにチェック!
- ・室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう!
- ・のどが渇く前に水分補給!
- ・のどが渇かなくてもこまめに水分補給を!
- ・外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も!
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを!

こんな時はためらわずに救急車を呼びましょう

- ・自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く、動けない場合。
- ・意識がない(おかしい)、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された方。

- **問合せ先** 塩釜地区消防事務組合消防本部
警防課救急対策室 ☎361-1612

～消防署からのお知らせです!～

「小規模な飲食店にも消火器具の設置が義務化されます!」

糸魚川市大規模火災の事例などに伴い、平成31年10月1日から消火器具を設置しなければならない施設の範囲が拡大されることとなりました。

いままでは、延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店には消火器具を設置する義務はありませんでしたが(一部の地域を除く)、平成31年10月1日から、面積に関係なく、火気を使用する小規模な飲食店にも消火器具の設置が義務化されます。

(※ただし、安全装置の設置など一定の条件を満たしたものは除く。)

また、設置後は、6か月に1回以上外形を点検する必要があり、その結果を年1回消防署に報告しなければなりません。現在、法令改正に該当している建物には、消防職員が訪問し説明しておりますので、ご協力の程よろしく願いいたします。詳しくは、消防本部予防課保安係または最寄りの消防署までお問合せください。

- **問合せ先** 消防本部予防課保安係 ☎361-1616
松島消防署 ☎354-4226

平成31年10月1日から

